

店舗等衛生対策支援補助金の対象経費(例)について

区分		対象経費(例)	補助率	
備品	3密解消	空気清浄機等(ウイルスの抑制等の効果があるもの)	補助率:4/5 上限額:5万円	
	飛沫感染	マスク、フェイスガード		
		アクリル板、ビニールカーテン		
		パーテーション		
	接触感染	消毒液		
		自動手指消毒器		
	感染疑い	体温検知カメラ		
		非接触型体温計		
		CO2測定器		
	その他	カーペット・座布団(抗菌・抗ウイルス加工のもの)		
テイクアウト用資材				
改修	3密解消	間隔	客席の間隔を空けるための改修	補助率:4/5 上限額:30万円
		窓	窓の増設・拡大	
			固定窓から開閉窓への改修	
			網戸の設置	
			換気扇の新設・増設	
	飛沫感染	客席間の壁の新設		
	接触感染	手洗い	手洗い場の新設・増設	
			接触型から非接触型水栓への改修	
		ドア	自動ドアの新設	
		トイレ	接触型から非接触型トイレへの改修	
和式から非接触型洋式トイレへの改修				
その他	壁紙・床材・畳の改修(抗菌・抗ウイルス加工のもの)			
清掃	除菌・抗菌対策	専門業者による店内の清掃(エアコン・換気扇等を含む)		

対象外経費

修繕費、レンタル・リース料、保守料、金融機関への振込手数料、代引手数料、保証・保険料、租税公課、人件費、水道光熱費、通信運搬費、汎用性の高いパソコンやタブレット等(感染防止対策に必須で専用のものは可)、必要な書類を用意できないもの、直接的に感染防止対策に繋がらないと考えられるもの